

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年1月30日（金）15:16～15:54
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

渕上 和之 林野庁国有林野部経営企画課長

宮浦 浩司 林野庁国有林野部管理課長

山本 周 林野庁国有林野部企画官

諏訪 幹夫 林野庁国有林野部課長補佐

菫子野 慧 林野庁国有林野部課長補佐

長谷川 健一 林野庁国有林野部係長

<事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 国有林野の民間貸付・使用の拡大
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、よろしいですか。始めさせていただきます。国有林野の民間貸付・使用の拡大というところで、御承知のとおり、繰り返しになりますが、廃案になった法律の中でこの項目がございますけれども、その中で法律事項、通達事項と2つございます。総理のほうからも法律に引っかかるないものは速やかに、遅くとも年度内にという指示は出てございますので、また実行計画その他でも閣議決定もさせていただくような規定になってございますが、その関係で②に書いてございます地域住民、所在地域の住民が林業等に供する場合に限定して、この通達の部分は法律を切り離して早目にぜひ改正をお願いしたいということで、林野庁さんも前向きに御検討いただいているとお聞きしているところでございます。その辺のフォローアップをきょうはぜひお願いしたいという点と、新たにこれはヒアリングを前回させていただいた際に、事業者の方から貸しつけの期限が定められていて、非常にそこがネックになっているという話がございましたので、どうも通達で3年以内、有償の場合と書いているようでございますけれども、そのあたりの制約についてどう考えるのかということで御議論をいただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところ毎回ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○渕上課長 藤原次長からお話をありました法案とセットになった通達の件でございます。こちらにある②の運用通達の改正ですけれども、お話がありましたように、ただいま年度内に通達が出せるように与党の先生方への御説明に伺っているところでございます。随分回りましたので、あとはこれに向けて年度内に通達改正ができるように進めていきたいと思っております。というのが1点です。

それと、緑色になりますけれども、その運用通達の内容でございます。これはもともと先ほどあった①の法律の改正のときと内容は変わっておりません。ここにありますように民有林と国有林を一体的に活用する場合に、もともと地元の町村の在住者に限定しておりましたけれども、ここを広げて民有林と国有林を一体的に活用して、経営を効率化しようという者を追加するという内容にしております。

そういうことで②同様の①できちんと経営をやっていること。②にあわせて施業することで経営を効率化するという内容を持った者にやっていただきたいと思っております。また、審査のほうの考え方ですけれども、基本的に審査は地元の森林管理署長が行いまして、林野庁長官の承認を得る、また、ここにありますように特区の計画と申請者の計画に整合性がある。これは当たり前のことだと思います。また、ここにありますように周辺の環境保全といったところについても、きちんと適切な内容が盛り込まれているということをやってもらうというふうに考えております。

施行時期については、先ほどお話しましたようにできるだけ早期にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

ここで幾つか定義について伺いたいのですが、緑色のところで、地元市町村在住者に加えというときの在住者というのは、個人だけではなくて地元の組合とかそういうものも入るのでしょうか。

○諏訪課長補佐 入ります。住んでいる方々と、その人たちが組織する団体というふうに通達を書いていますので、団体も入ります。

○八田座長 わかりました。ただし、地元の企業は必ずしも入らない。

○諏訪課長補佐 地元にある企業ですか。企業の経営者の方々が当然そこの人であれば、その人は住んでいますので。

○八田座長 企業でもいいですか。企業が請け負うというか、企業がここに入っていくことは。要するに在住者に入るのか。

○宮浦課長 今の地元市町村在住者というのは、従来から措置されている部分なのですけれども、その考え方は非常に地縁的で、従来から入会とかの形で入っているような方々に基本的にはそういう権限を認めましょうという発想でしたので、企業とかそういうような考え方には根源的にはございません。ですので住民ですか、住民の方の団体ですか、そういうところには従来認めていたというものになっています。

○八田座長 例えば地元の製材所が入れるというわけではなかった。

○宮浦課長 製材所というのはちょっと。

○渕上課長 製材所の方も山を持っている人が割と多いので、それが林業経営をやられていれば、そういう林業経営の面で林業者ということで該当することが多いと思います。

○八田座長 それは会社としてやっている場合に、会社として入れるかということなのです。そうでないと、後半のところが民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化するのが結局、地元の人で会社だというふうに捉えられてはまずいということですね。

○宮浦課長 この後段の民有林と国有林を今度一体的に活用して経営を効率化しようとする方は、今、先生がおっしゃるような法人とかはもちろんあります。

○八田座長 それから、地元にベースがなくてもいいということですね。そこを明確にしたいと思って、だからこの新しいものが入ったことによって、地元の企業も外からの企業も入れるようになりました。従来は地元は組合と個人はよかつたけれども、企業はダメでした。

○諏訪課長補佐 おっしゃるとおりです。

○八田座長 わかりました。

それから、この次に3番目の審査の考え方ですけれども、審査のときに何らかの基準が必要と思うのです。どういうプライオリティを置くかとか、どういう資格で選ぶかとか、例えば御存じのように漁業権というのはすごい最初からプライオリティを決めてしまって運用するわけですが、ここでの審査基準というものとか、国のはうでお作りになるのでしょうか。それともこれは割と現場に任せようということなのでしょうか。

○諏訪課長補佐 今、話している漁業権とか余りわからないのですが、ちゃんとした資金計画を持っていらっしゃるとか、信用に足りるとか、いわゆる一般的にそういうものを満たしていれば、特別な資格を何か持っていないければいけないとか、そういうものはございません。

○八田座長 それで複数応募してきたときにどうするかということなのですが。

普通だったら入札を考えますね。

○諏訪課長補佐 今まで、いろいろな人たちが複数で同じところというので来た事例が正直ございませんというのが、実情です。林業の状況を考えてみると、余りそんなに重なってみんなやりたいという状況が余りなかったので、正直、想定していないのです。

○八代委員 でも、今後技術が発展したらそういう機会もあるので、やはり丸投げするの危険です。だってこれは地元の人に拒否権を与えるのと同じことですね。地元が審査するわけですから。

○八田座長 地元が管理措置をとる。

○諏訪課長補佐 地元の人たちというのは、国の地方組織です。

○八田座長 そこの基準は複数のときにどうなるかということと、後のものにも関連するけれども、ここの使用料、有償の場合、その額はどうやって決めるのかという手続ですね。入札だったらえらくすっきりしていますね。

○諏訪課長補佐 使用料については、入札という形ではなく固定資産税評価額相当額の一定のパーセントを決めています、それに基づいていただくということをしております。この人だから高いとか、この人だから安いとか、そういうことではなくて、通達の中でそういう決め方をしてやっております。

○八田座長 わかりました。例えば通常だったら固定資産税相当額でやって、そして複数あれば入札にするということでやれば、すっきりしますね。私の質問はそれだけです。

○本間委員 措置事項のところで、民有林と国有林を一体的に活用してというところなのですが、国有林だけを使いたいという場合もこの中に入るのかどうか。つまり、ここで想定しているのは今、扱っている民有林をもっと拡大して、国有林にも同じ事業を展開することを想定されているようなのですが、例えば県外から山地の形で入ってきて、民間が貸してくれないから国有林だけを使って事業をしたいという場合が含まれるか。そのことを教えてください。

○宮浦課長 前回のヒアリングのときにも御説明したことと若干重複いたしますが、今回の発想というのはもともと今、林業行政自体は民有林を施業集約するという方向性で進めてございます。ですので、まずは民有林を御自身できちんとまずやっておられるというのを前提にしてございます。今、御質問の国有林だけを借りたいというときは想定してございません。あくまで民有林を核としながら、それに国有林も協力して施業を集約するという方向で考えているところでございます。

○本間委員 その場合に国有林だけはだめよという根拠というか、理屈をお聞かせいただ

けますか。私は途中から出ていますので。

○諒訪課長補佐 根拠といいますか、今回の特区のお話をいただいた発端が民有林で非常にやる気のある方がいて、その人たちができればというお話があったので、そういうものは拡充しようという形にございました。ですので今回はそういう話にのっとって措置していこうということです。これまではそういうものがございませんでしたので、そこで先ほど八田座長からもあったように、そこに住んでいる人しかだめだったのですが、それを広げる際にこういう形を改めてここでということでございます。

○宮浦課長 本間先生御存じかもれしませんが、民有林が全国的に見れば大方で、国有林は2割程度ですので、まずは民有林を念頭に置きながら制度設計をしたものでございます。

○本間委員 ただ、特区でこういう形をもし認めるという形になりますと、そういう希望といいますか、新たな特区希望として国有林だけのほうが、要するに民有林を借りたりするときに手続とかが煩雑だったり、反対があったりという場合には国有林のほうが借りやすいのではないかということから、いずれ要求として上がってくるのではないかということは想定されますので、述べさせていただきました。

○八田座長 どうぞ。

○原委員 これは放牧目的で国有林を借りるというのは入るのですか。

○宮浦課長 放牧は現状でもできます。

○諒訪課長補佐 今回の特区法の措置は、廃案になりましたけれども、7条1項の5号というところを拡充するのですが、ほかの号で放牧というものが別に立っておりませんので、放牧は従来から可能です。

○原委員 これは林業経営というところに着目したものだけ。

○諒訪課長補佐 おっしゃるとおりです。

○藤原次長 逆にお聞きしたいのは、そうすると放牧に関してはこういった地域云々というのではなくて、現行でもないということですか。

○諒訪課長補佐 おっしゃるとおりです。そこは次の御質問のほうに関連しますが、隨時そちらをご説明させていただく方がよいでしょうか。

○八代委員 その前に、町村在住者以外の法人は全て含まれると先ほど言わわれたのですが、仮に外国企業が入ってきたときは、それは関係ないということでいいのですか。

○宮浦課長 国籍で排除することはしていません。

○渕上課長 現状はいろいろご心配される意見もあります。

○諒訪課長補佐 世の中にいろいろなことをおっしゃる方がいるのでいろいろありますけれども、これで内外無差別というのはしておりません。

○八代委員 無差別だということですね。

○諒訪課長補佐 そういうことです。済みません。

○八田座長 差別はしていない。

○諒訪課長補佐 していません。そうです。申しわけございません。

○渕上課長 御懸念はすごく多いのですけれども。

○原委員 あと、対象者で民有林を既に所有、借り受けして林業経営を行っているというのは、これは地元でということですか。ほかの地域でそういうことをやっていて、ほかの地域でやっていて国有林と民有林を合わせてやります。その地域で始めてやりますでもOKですか。

○諏訪課長補佐 そこの市町村で持つていなければいけないと限定しておりませんので。

○原委員 わかりました。

○八田座長 そうすると、あと放牧のほうがあると思うのですが、その前に賃料は今の基準でわかった。それから、期間ですね。国有林を活用できる期間。これはどのくらいなのでしょうか。

○宮浦課長 後の話にもかかわってくるのかもしれません、基本的には現在、有償の貸付のときには3年としております。これは契約期間としては3年なのですけれども、基本的には更新できるとなっておりますので、その仕組みで基本的にやりたいと思っています。話が入っていってしまうかもしれません、放牧のほうも今回、御指摘がありまして一度調べましたところ、実際の契約が3年契約で更新をした結果、どれぐらいの長さになっているのかというのを調べましたところ、契約全体の3分の2は30年以上の契約になってございました。そういう意味でも森林経営の場合でも、少なくとも現状は特段問題がないのではないかと思っているところでございます。

○八田座長 では基本的に30年だということで、こちらのほうからまず御報告からやりましょうか。

○渕上課長 こちらの2枚紙でよろしくお願いします。①と②の答えは一緒になるのですが、繰り返しになりますけれども、ここに書いてありますように、国有林野の貸付については面積を5ヘクタールを超えない場合はこういったものが行うことができる。その貸付期間については長官通知に基づいて、有償の場合は3年と規定します。通知の方は後ろの方につけております。

もう一つ、③ですけれども、必要に応じ延長することが可能か。仮に可能である場合に手続期間ということですが、これもお話をさせてもらいましたけれども、基本的に3年で決めたら同じ3年で順々に更新を繰り返していくというのが基本で、だから借りたいという方はずっと借りたい期間、お貸ししているというのが現状でございます。

2はその手続のことですけれども、募集をしたいというものを書面で提出する。

○八田座長 これは要するに大前提は、複数の希望者が余りいないということですね。だからずっといつまでも更新できるということですね。そこにもう少し新しい技術を持ったような人が入ってきてやりたいといったときに、さてそこの配分をどうするのかということがまだ入っていないんですね。

○宮浦課長 余り取り合いになるようなことは、今まで現実にもありませんでした。

○八田座長 でも、これはまさにそういう例えば立木の中での放牧をするというのも随分

運動としても1つありますから、そういう技術を持っている人たちが入ってくるということはあり得るのではないかと思うのです。

○諒訪課長補佐 もしかするとあるのかもしれないですが、我々も今、話しているとおり今までなかったもので、もしかするとやり方があるのかもしれません。

○本間委員 まさに先ほどお話がありましたけれども、外国人とか中国人というものが重なってきた場合にどうするかというのは、対策として考えておく必要はありますね。

○諒訪課長補佐 我々も勉強しておきます。

○八田座長 そうすると、今のは非常にある意味で簡単明瞭で、固定資産税相当でもってとって、固定資産税の税率も変わるかもしれない。だから3年ごとにそれが変わったらちゃんと変えるチャンスだけは作っておこう。そういうことですね。

○宮浦課長 おっしゃるとおり評価額が3年ごとに見直しになりますので、それに合せるような形。

○八田座長 だから基本的には未来永劫貸すというのがインプリシットな前提ですね。

○宮浦課長 特別な理由がない限りはそういうことになります。

○諒訪課長補佐 やめたいとかほかのことをしてみたいとかいうふうにならない限りは、そうなるかなと。

○八田座長 それは賃貸契約としては不備な面がありますね。こちらが規制強化を言って申しわけないけれども、少なくとも30年とか40年とかに区切って、複数応募者があればその時点で入札する。誰も応募がなかったからまたこれまでどおり続けましょうというようなものがあってもいいように思います。

○諒訪課長補佐 入会権みたいなものから発生したものが。今の制度が全ていいわけではなくて、根源的にあって、我々も正直、制度の中を見るとあるのかもしれないですが、我々の気持ちとして実体的にそうだったので、そういうものがどうなっているのか不勉強でそういうふうになっているということだと思います。

○八田座長 だから世代も変わってきたし、技術を持った企業が入ってくることもあり得るし、外国人も来るという時代になったから先手を打ってそういう契約、いざとなつたときにどういうふうに配分するかということをお考えになってもいいのではないかと思います。

○八代委員 3年ごとに契約をするというのは、3年ごとに固定資産税を見直しされるということが根拠だということではないですか。

○諒訪課長補佐 そういうふうになっています。

○八代委員 それならもともと固定資産税に賃料が比例するということを入れておけばいいだけの話であって、10年契約だってその間に固定資産税が変わったら、それに応じて賃料が自動的に変わればいいわけです。事業者から見ればもっと長期でやらないと安心できないというのもあるわけで、それで賃料の場合は固定資産税を自動スライドする。その間にもし契約に違反したというか、不都合なことがあったらそこで契約を打ち切るとか、そ

ういうものを入れておいて長期契約でもいいわけですね。

○八田座長 そのかわり、期限を切ってね。

○八代委員 期限を切ってもいいし、違反があればすぐに契約を打ち切るということで、何か3年の根拠が固定資産税の見直しだけなのか、もう少し普通の民法の契約だと長期もありますね。

○八田座長 それから、あれですね。普通に土地の借地借家法が未来永劫貸せるような仕組みになっていたから、そこに影響を受けている面もあるかもしれません。

○阿曾沼委員 安全保障上で国有林、民有林の中で、安全保障上、重要地域だという視点はないのですか。

○宮浦課長 現状は少なくともございません。

○阿曾沼委員 ないわけですね。わかりました。安全保障上の観点で区域を守っていくという議論というのではないのですね。

○宮浦課長 ないですね。国有財産を管理するというだけですね。

○八田座長 そうすると放牧に関しては民間事業者から要望が出ていまして、あそこの要望としては規制の改革に関するところはどういうことになっていますか。

○藤原次長 まさにおっしゃっていただいた、むしろ長期で契約をしたい。

○八田座長 だからこの場合には八代先生おっしゃったように、固定資産税を前提に長期でいいということであれば、業者も安心するし、別に実質的に困るということもないのではないかということでしょうね。それが向こうとしてはその期限がある程度長くなっています。それは何年ぐらいと言っていましたっけ。

○富田参事官 30年か40年と言われました。

○八田座長 そのかわり、その後は固定資産税の時代ではないかも知れないけれども、ばっちり入札があるかもしれないよということでしょうが、何となく今はぼわっとしていますから、その期限を切っていくことも御検討いただければと思います。それがこちらの放牧のほうです。そうすると、今度林のほうも今のところ全く同じような前提になるわけですね。3年ごとですので、それで固定資産税を賃料とする。だからこれも本当ならばある種の期限はあるべきなのではないかと思うけれども、これはずっと最初の話に戻る立木の問題がありますね。立木をどう評価して、どういうふうに戻させなければいけないかという、その後、私どもいろいろ検討いたしましたけれども、例えば胸の高さでの断面積でこれだけは保証して返せということということのは、1つの基準にはなり得るかもしれないと思うのですけれども、賃貸契約の期限を切ると途端にその問題が出てくるわけです。森林の場合には。

○諒訪課長補佐 そこで返してくださいという話には当然、おっしゃるとおりそういうことだと思います。

○八田座長 だから民間事業者の場合には、民間同士で貸し借りのときには10年で返してくれということが結構あると言うのです。それはそんなにしおちゅうではないけれども、

実際にはある。それはそれで契約に基づいて対処していたということです。だからここは今までいくととにかく未来永劫になってしまふから、どこか期限を切る必要があるよう思うし、期限を切つてしまふと更地にして返されたら困るわけで、何らかの条件をつけることは必要なのではないかと思います。それを法律の中に書き込むのか、それとも契約のあり方についてのガイドラインをどこかでつけるのかというのは、またもう一つあると思いますけれども、新しい制度を作るなら未来永劫だけで終わつてしまふのではなかという気がします。

あと、委員の方からほかに御意見ございませんか。

○八代委員 ちょっとつまらないことですけれども、無償で5年、有償で3年の違いは何を根拠にしているのですか。

○諏訪課長補佐 先ほど3年の話がいろいろあったと思うのですが。

○八代委員 だから固定資産税だけの話ですか。

○諏訪課長補佐 有償の1つ考え方、期限は3年というのはそういうことです。無償のほうは国有財産法などが大もとの流れ、特例法ですので、そういうほかの国有財産全体の話を見ながら、無償も同じく、自動更新という状況にございます。

○八田座長 あれは私も地目は何かわからないけれども、うちはこんな小さな雑木林みたいなところを持っているけれども、固定資産税ゼロなのです。だからそういうところもありますね。そうすると、いつ取られるようになるかわからないからあれですが。

○諏訪課長補佐 その話はまた。

○八田座長 雜木のところですけれどもね。税はかかるつてないと思います。だからそういうものもあるから、私はそれかなと思っていたのです。

○長谷川係長 金額の決め方については、固定資産税の税額を決める基準になる評価額というものがございまして、いわゆる財産の価値のほうの金額にある一定の係数をかけさせていただいて、数パーセント程度いただいている。税金の計算の仕方は詳しくなくてわからないのですけれども、恐らく評価額としては何かがあるのだと思います。その上で何か調整されて税額としてはゼロになっているということだと思います。

○八田座長 わかりました。そうすると基本的にはいろいろと概念について、きょうお話をいただいて明確になりました。それで大変成果だと思いますが、先ほどから出ているような複数の人が将来、入ってきたときにどう処理するのかといったことについての規則をどういうふうにお決めになるのか。その辺について御検討いただきたいと思います。

○藤原次長 複数のときの期限の設定の仕方とか、そういったことについての御回答をいただくということで、またやらせていただきます。

それから、今、速やかに見直ししている通達のところで先ほど審査基準のお話をございましたが、基準としてはいただいた3のところのこういったところの審査、考え方で作っていただくということでよろしゅうございますか。

○八田座長 そうですね。とても明確になっていると思います。

○諏訪課長補佐 では、こちらは進めさせていただいて。

○藤原次長 ということでおよろしいですか。わかりました。お願いいいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。